

第10回 定時株主総会 招集ご通知



2017年6月21日(水曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)



大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪5階 桜の間

目次

● 定時株主総会招集ご通知	3
● 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役等に対する業績連動型 株式報酬等の額および内容決定の件	
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	

[招集通知添付書類]

● 事業報告	27
● 連結計算書類	55
● 計算書類	57
● 監査報告書	59

Open Up *the Future*

医療の未来を切り拓く

企業理念

医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します

めざす姿

国際創薬企業として、社会から信頼される企業になります

企業行動憲章

私たちは、一人ひとりが高い倫理観を持ち、公正かつ誠実であることをすべてに優先し、つぎのとおり行動します

使命感と誇り

挑戦と革新

信頼と協奏

社会との共生



「世界の人々の健康をやさしく包み込む手のひら」

「未来への広がり、無限の可能性」

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より当社の事業経営に格別のご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、第10回定時株主総会を2017年6月21日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

2016年度の当社業績は、薬価改定や長期取載品の減収による影響を受けたものの、国内重点品の伸長、堅調な海外ロイヤリティ収入などにより、親会社の所有者に帰属する当期利益は当社発足以来の最高益となる712億円となり、「中期経営計画16-20 Open Up the Future」の初年度として確かな一歩を踏み出すことができました。

配当金につきましては、期末配当金として1株当たり4円増配の28円をご提案申し上げます。これにより中間配当金24円とあわせたと年間の配当金は、1株当たり6円増配の52円となります。

中期経営計画の進捗状況につきましては、後記の「事業報告」において述べさせていただいておりますが、同計画における最大の挑戦である「米国事業展開」について、2017年5月に、米国食品医薬品局（FDA）からALS（筋萎縮性側索硬化症）を適応症としたMCI-186（米国製品名：RADICAVA™）の製造販売承認を取得することができました。現在、製造・販売・物流など本格的な事業開始のための体制整備に鋭意取り組んでおり、米国での事業展開をさらに加速してまいります。

2017年度は、当社の発足10周年の節目の年となりますが、革新的新薬の創製と米国事業展開を中心に中期経営計画の目標達成に向けて、さらなる成長をめざしてまいります。株主の皆さまのご期待に添えるよう努力を続けていく所存でございますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2017年5月

取締役社長

三津康正之



株 主 各 位

大阪府中央区道修町三丁目2番10号

田辺三菱製薬株式会社

取締役社長 三津家 正之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記4ページに記載のとおり、書面または電磁的方法(インターネット等)のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」(6ページから26ページまで)をご検討いただき、2017年6月20日(火曜日)午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2017年6月21日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場 所 大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪5階 桜の間

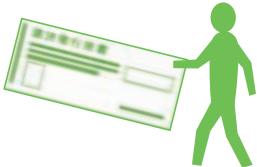
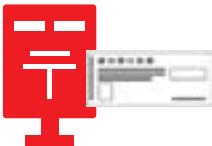
会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第10期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決 議 事 項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
 - 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について

株主様におかれましては、後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
 <p data-bbox="193 545 405 647">株主総会開催日時 2017年6月21日 午前10時</p>	 <p data-bbox="576 545 878 647">行使期限 2017年6月20日 午後5時35分到着分まで</p>	 <p data-bbox="1006 545 1309 647">行使期限 2017年6月20日 午後5時35分受付分まで</p> <p data-bbox="984 662 1332 683">詳細は5ページをご覧ください。</p>

複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

- ① 議決権行使書の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる開示について

- ① 本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ② 監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ホームページに掲載しております「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」で構成されております。
- ③ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <http://www.mt-pharma.co.jp/>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットによる議決権の行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.evote.jp/>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)

当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

議決権行使ウェブサイトのご利用方法

1 議決権行使サイトへアクセスする



<http://www.evote.jp/>

①「次の画面へ」をクリック

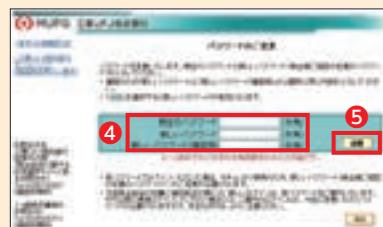
2 ログインする



②お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」のそれぞれに入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤「送信」をクリック

▶確認画面が出たら「確認」をクリック

▶以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後9時まで

注意 事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金、通信料金等)は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2017年6月20日(火曜日)午後5時35分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長の実現に向けた戦略的投資・研究開発投資を積極的に実施することにより、企業価値の増大を図るとともに、株主還元についても安定的かつ継続的に充実させていくことを基本方針としています。

当期を初年度とする「中期経営計画16-20」期間では、IFRS適用での連結配当性向50%を目標に、利益還元の充実に努めてまいります。

当期は、国内重点品の伸長が寄与したものの、薬価改定の影響や長期収載品の減収、前期に導出に伴う一時金収入が発生していたことなどに

加え、米国における販売準備の費用増加もあり、コア営業利益は減益となりました。一方、前期において主要な構造改革案件に目処をつけたことにより、非経常項目は大幅に改善し、営業利益は増益、親会社の所有者に帰属する当期利益は当社発足以来の最高益となりました。

このような状況と株主還元の基本方針を踏まえて、当期の期末配当金を1株当たり4円増配の28円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金とあわせた年間の配当金は1株当たり6円増配の52円となります。

1 配当財産の種類

金銭

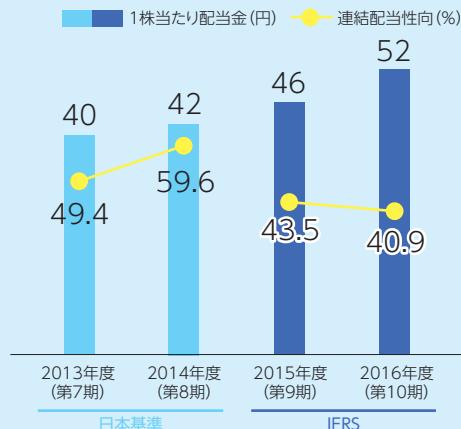
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき金28円
配当総額	15,707,668,564円

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2017年6月22日

【ご参考】1株当たり配当金(年間)／
連結配当性向の推移



第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員の任期が満了いたします。つきましては、経営の意思決定および監督機能における透明性、客観性を一層高めることを目的に社外取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任については、任意の諮問機関である指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当および重要な兼職
1	三津家 正之	再任	代表取締役 取締役社長 社長執行役員 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役 株式会社地球快適化インスティテュート 取締役
2	子林 孝司	再任	代表取締役専務執行役員 CMC本部長
3	石崎 芳昭	再任	取締役常務執行役員 営業本部長
4	村上 誠一	再任	取締役常務執行役員 育薬本部長
5	田原 永三	再任	取締役常務執行役員 経営企画部、経理財務部、広報部、 ICTマネジメント部担当
6	田中 崇嗣	新任	常務執行役員 製薬本部長
7	服部 重彦	再任	社外取締役 株式会社島津製作所 相談役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 ブラザー工業株式会社 社外取締役 明治安田生命保険相互会社 社外取締役
8	岩根 茂樹	再任	社外取締役 関西電力株式会社 代表取締役・取締役社長
9	上條 努	新任	社外取締役 サッポロホールディングス株式会社 代表取締役・取締役会長

候補者番号

1

み つ か ま さ ゆ き
三津家 正之

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

※は重要な兼職



生年月日

1954年10月30日生

所有する当社株式の数

28,600株

取締役在任期間

8年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 三菱化成工業(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社
 1999年10月 三菱東京製薬(株) 横浜研究所創薬基盤研究所長
 2004年 4月 ゾイジーン(株) 取締役社長
 2007年 4月 三菱ウェルファーマ(株) 理事製品戦略部長
 2007年10月 当社 理事製品戦略部長
 2008年 6月 当社 執行役員製品戦略部長
 2009年 6月 当社 取締役執行役員製品戦略部長
 2012年 4月 当社 取締役常務執行役員開発本部長
 2014年 4月 当社 代表取締役専務執行役員
 2014年 6月 当社 代表取締役・取締役社長・社長執行役員(現任)
 (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役(現任)※
 (株)地球最適化インスティテュート 取締役(現任)※

● 取締役候補者とした理由

同氏は、これまで研究、開発、製品戦略部門等の要職を、2014年6月からは取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、引き続き取締役としての責務を果たすとともに、中期経営計画16-20を牽引し、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・同氏は、2017年6月27日をもって(株)三菱ケミカルホールディングスの取締役を退任する予定であります。
- ・(株)三菱ケミカルホールディングスは、当社の親会社であり、三菱ケミカル(株)および(株)地球最適化インスティテュートは、(株)三菱ケミカルホールディングスの子会社であります。

候補者番号

2

こばやし たかし
子林 孝司

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者



生年月日

1955年9月28日生

所有する当社株式の数
20,000株

取締役在任期間
8年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況
18回/18回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社 入社
- 2004年 4月 当社 医薬営業本部営業企画部長
- 2007年10月 当社 執行役員経営管理部長
- 2009年 6月 当社 取締役執行役員経営企画部長
- 2012年 4月 当社 取締役常務執行役員 事業部門・社長特命事項担当
- 2014年 4月 当社 取締役常務執行役員研究本部長
- 2015年10月 当社 取締役常務執行役員創薬本部長
- 2016年 6月 当社 代表取締役専務執行役員創薬本部長
- 2017年 4月 当社 代表取締役専務執行役員CMC本部長(現任)

● 取締役候補者とした理由

同氏は、これまで営業、研究、コーポレート部門等の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2016年6月からは代表取締役としてその責務を果たしておりますが、引き続き中期経営計画16-20における4つの挑戦の実現に向けて組織を牽引し、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としてしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4 村上 誠一

むらかみ せい いち

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者



生年月日

1957年3月5日生

所有する当社株式の数
11,100株

取締役在任期間
2年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況
18回/18回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 当社 入社
2003年 7月 当社 医薬営業本部レミケード部長
2006年 4月 当社 執行役員医薬営業本部副本部長
2009年 6月 当社 執行役員開発本部長
2012年 4月 当社 常務執行役員 経営戦略担当
2014年 4月 当社 常務執行役員営業本部長
2015年 6月 当社 取締役常務執行役員営業本部長
2015年10月 当社 取締役常務執行役員育葉本部長(現任)

●取締役候補者とした理由

同氏は、これまで営業、開発、経営戦略部門等の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2015年6月の就任以降、取締役としての責務を果たすとともに、中期経営計画16-20における育葉の強化(製品の価値最大化)に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

たばる えいぞう
田原 永三

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者



生年月日

1958年7月3日生

所有する当社株式の数
3,800株

取締役在任期間
2年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況
18回/18回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 三菱化成工業(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社
- 2010年 4月 三菱化学(株) (現三菱ケミカル(株)) 経理部長
- 2010年 6月 同社 理事経理部長
- 2012年 4月 同社 執行役員経理部長
- 2014年 4月 当社 執行役員経理財務部長
- 2015年 6月 当社 取締役執行役員経理財務部長
- 2016年 4月 当社 取締役常務執行役員経理財務部長
- 2017年 4月 当社 取締役常務執行役員 経営企画部、経理財務部、広報部、ICTマネジメント部担当(現任)

● 取締役候補者とした理由

同氏は、財務・会計に関する豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2015年6月の就任以降、取締役としての責務を果たすとともに、経営企画、経理財務等の責任者として、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・三菱ケミカル(株)は、当社の親会社である(株)三菱ケミカルホールディングスの子会社であります。

候補者番号

6

た な か た か し
田 中 崇 嗣

新 任

社外取締役候補者

再 任

独立役員候補者



生年月日

1956年10月7日生

所有する当社株式の数
2,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社 入社
- 2002年10月 当社 生産本部生産企画部長
- 2005年 4月 当社 生産本部小野田工場長
- 2005年10月 山口田辺製薬(株)(現田辺三菱製薬工場(株))取締役
- 2008年10月 当社 製薬本部製薬企画センター長
- 2010年 4月 当社 製薬本部製薬企画部長
- 2010年 6月 田辺三菱製薬工場(株) 取締役社長
- 2013年 4月 当社 理事CMC本部副本部長
- 2014年 4月 当社 執行役員CMC本部副本部長
- 2015年 4月 当社 執行役員製薬本部長
- 2017年 4月 当社 常務執行役員製薬本部長(現任)

●取締役候補者とした理由

同氏は、生産、技術、工場等、現場を含めたものづくりの要職を、2014年からは執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。また、2011年に発生した品質管理問題の解決にも尽力しました。これらの経験や知識を活かし、中期経営計画16-20における生産サプライチェーンマネジメント改革を通じた売上原価低減等の業務生産性改革を牽引し、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

はっとり しげひこ
服部 重彦

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

※は重要な兼職



生年月日

1941年8月21日生

所有する当社株式の数
8,900株取締役在任期間
6年(本総会終結時)2016年度における
取締役会への出席状況
17回/18回(94%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1964年 4月 株式会社島津製作所 入社
 1993年 6月 同社 取締役
 1997年 6月 同社 常務取締役
 2003年 6月 同社 代表取締役・取締役社長
 2009年 6月 同社 代表取締役・取締役会長
 2011年 6月 当社 社外取締役(現任)
 2012年 3月 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役(現任)※
 2012年 6月 ブラザー工業株式会社 社外取締役(現任)※
 2012年 7月 明治安田生命保険相互会社 社外取締役(現任)※
 2015年 6月 株式会社島津製作所 相談役(現任)※

●社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者としての豊富な経験、科学技術に関する幅広い見識等を有しており、2011年6月の就任以降、当社取締役会において、重要な事項に関し、客観的な視点から貴重な助言、提言を行うなど、独立社外取締役としての責務を果たしてきました。引き続き独立社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、社外取締役候補者となりました。

●その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・同氏が株式会社島津製作所の代表取締役として在任中の2013年1月に、同社は、防衛省に対し航空機器に関する費用を過大に請求していた案件があることが判明し、防衛省から指名停止措置を受けました。なお、同社は2014年3月に過大請求に係る返納金を納付し、指名停止措置は解除されております。
- ・当社は、現在、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第27条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

いわね しげき
岩根 茂樹

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

※は重要な兼職



生年月日

1953年5月27日生

所有する当社株式の数

1,300株

取締役在任期間

1年(本総会最終時)

2016年度における
取締役会への出席状況

13回/15回(87%)

(2016年6月22日就任以降の状況)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 関西電力株式会社 入社
- 2005年 4月 同社 支配人原子力保全改革推進室長
- 2007年 6月 同社 執行役員企画室長
- 2010年 6月 同社 常務取締役
- 2012年 4月 同社 代表取締役・取締役副社長
- 2013年 6月 同社 代表取締役副社長執行役員
株式会社きんでん 社外監査役
- 2016年 6月 当社 社外取締役(現任)
関西電力株式会社 代表取締役・取締役社長(現任)※

●社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者としての豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識等を有しており、2016年6月の就任以降、当社取締役会において、重要な事項に関し、客観的な視点から貴重な助言、提言を行うなど、独立社外取締役としての責務を果たしてきました。引き続き独立社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、社外取締役候補者となりました。

●その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・同氏が社外監査役を務めていた株式会社きんでんは、電力会社が発注する送電工事の取引に関し、2014年1月31日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受け、課徴金を納付しました。また、これに伴い、同年5月27日には、国土交通省から建設業法に基づく営業停止処分を受けました。同氏は、従前より経営全般に対する公正な監査に務めており、本件に関しては再発防止策およびその実施状況等について報告を受け、これに対して社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしました。なお、同氏は、2016年6月に同社社外監査役を退任されました。
- ・当社は、現在、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第27条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

9

かみじょう

上條

つとむ

努

新任

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

※は重要な兼職



生年月日

1954年1月6日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 サッポロビール株式会社
(現サッポロホールディングス株式会社) 入社
- 2001年 3月 サッポロビール飲料株式会社 取締役
- 2003年 9月 同社 取締役常務執行役員
- 2007年 3月 サッポロホールディングス株式会社 取締役
- 2009年 3月 同社 常務取締役
- 2011年 3月 同社 代表取締役・取締役社長兼グループCEO
- 2017年 1月 同社 代表取締役・取締役会長(現任)*

●社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者としての豊富な経験、グローバル展開に関する幅広い見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、独立社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、社外取締役候補者となりました。

●その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款第27条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役柳澤憲一氏は任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ぎくち まつお
菊地 松夫

新 任

社外監査役候補者

再 任

独立役員候補者



生年月日

1959年10月30日生

所有する当社株式の数

2,820株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1984年 4月 当社 入社
- 2010年10月 当社 開発本部開発品質管理部長
- 2012年 4月 当社 信頼性保証本部信頼性企画部長
- 2014年 4月 当社 理事信頼性保証本部信頼性企画部長
- 2014年10月 当社 理事研究本部薬理第一研究所長
- 2015年 4月 当社 執行役員研究本部薬理第一研究所長
- 2016年 4月 当社 執行役員育薬本部副本部長
- 2017年 4月 当社 監査役室(現任)

● 監査役候補者とした理由

同氏は、研究、開発、保証に関する豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、監査役の責務を果たすことにより、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に寄与できると判断し、監査役候補者としてしました。

● その他監査役候補者に関する特記事項

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いちだりょう
市田 龍

新任

補欠社外監査役候補者

再任

独立役員候補者

※は重要な兼職



生年月日

1952年4月2日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年10月 太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)京都事務所 入所
1985年 3月 公認会計士登録
2002年 7月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員
2007年 9月 新日本有限責任監査法人 西日本ブロック長兼大阪事務所長
2013年 6月 同法人 退職
2013年 7月 市田龍公認会計士事務所(現任)※
2014年 6月 株式会社ダイセル 社外監査役(現任)※
2015年 6月 株式会社タナベ経営 社外取締役(現任)※

● 補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識、経験等を有しております。社外監査役として、これらの経験や知識を当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に活かすことができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。

● その他補欠社外監査役候補者に関する特記事項

- ・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・当社は、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款第35条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。

[ご参考]

社外役員の独立性判断基準

1. 当社は、以下のいずれの要件にも該当しない社外取締役および社外監査役(会社法に定める社外取締役および社外監査役をいいます。)を当社における独立役員として選任します。
 - (1) 親会社等・主要株主
 - ① 親会社または主要株主
 - ② 親会社または主要株主(それらの親会社および重要な子会社を含みます。)において、現在または過去1年間、取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者(重要な子会社についてはその社外取締役および社外監査役を除きます。)
 - ※「主要株主」とは、当社株式の総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいいます。
 - (2) 主要な取引先
 - ① 直近3事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社(以下あわせて「当社グループ」といいます。)を主要な取引先とする者
 - ※「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている者をいいます。
 - ② 直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先である者
 - ※「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいいます。
 - ③ 上記①または②(それらの親会社および重要な子会社を含みます。)において、現在または過去1年間、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
 - (3) 会計監査人
 - 現在または過去3年間において、当社グループの会計監査人またはその社員等である者
 - (4) コンサルタント
 - ① 上記(3)に該当しない公認会計士、税理士または弁護士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - ※「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円をいいます。
 - ② 上記(3)に該当しない監査法人、税理士法人、法律事務所またはコンサルティング会社その他の専門的アドバイザーであって、当社グループを主要な取引先とする法人の社員等
 - ※「当社グループを主要な取引先とする法人」とは、過去3年間の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている法人をいいます。
 - (5) 寄付先
 - 当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている組織の理事(業務執行者に限ります。)その他の業務執行者
 - ※「一定額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額をいいます。
 - (6) 役員の相互就任先
 - 当社グループから取締役を受け入れている会社(その親会社または重要な子会社を含みます。)の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の重要な使用人
 - (7) 近親者等
 - ① 当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人の配偶者、2親等内の親族または同居の親族
 - ② 上記(1)ないし(6)に規定する者(使用人は重要な使用人に限ります。)の配偶者、2親等内の親族または同居の親族
2. 当社は、独立役員の選任にあたり、前項各号の要件以外の事由により実質的に当社との利益相反が生じるおそれがある場合には、当該社外取締役または社外監査役を独立役員として選任しません。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、本議案において同じ。)の報酬は、短期業績に連動する「基本報酬」のみで構成されていましたが、新たに、当社取締役および執行役員(国内非居住者を除きます。以下、「取締役等」といいます。)を対象に、役位および中期経営計画の業績目標値の達成度に応じて当社株式およびその換価処分金相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)の交付および給付(以下、「交付等」といいます。)を行う業績連動型の株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入させていただきたいと存じます。

本議案は、2007年6月26日開催の旧田辺製菓株式会社第103回定時株主総会においてご承認いただきました取締役(社外取締役を除きます。)の金銭による報酬限度額「年額500百万円以内」とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、任意の諮問機関である報酬委員会において、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する短期／中期的な業績と連動する報酬制度の導入を審議のうえ、取締役会において決定しております。

本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役等の報酬体系は、「基本報酬」、短期業績に連動する「賞与」および中長期業績に連動する「株式報酬」により構成される、当社業績と株式価値との連動性がより高い報酬体系となります。

また、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名になります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託(下記2.(3)に定義。)の対象期間(下記2.(2)に定義。)中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本制度の導入は、取締役等の報酬と当社グループの業績の連動性を明確にし、当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを取締役等と株主の皆さまとが共有することで、取締役等の当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への動機づけと志気を高めることを目的にしており、導入は相当であると考えております。

2. 本制度における報酬等の額、内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める株式交付に関する規則に従い業績達成度に応じて本信託を通じて当社株式等の交付等がなされる業績連動型の株式報酬制度です。(詳細は下記(2)以降のとおり。)

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役および執行役員(社外取締役および国内非居住者を除きます。)
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
本制度の対象期間 (下記(2)のとおり)	・連続する5事業年度 ・ただし、本年度から開始する当初対象期間は2021年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度
当社が拠出する金員の上限 (下記(3)のとおり)	・5事業年度を対象として、合計900百万円 ・ただし、本年度から開始する当初対象期間4事業年度は合計720百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 (下記(4)のとおり)	・株式市場から取得予定のため株式の希薄化は生じない。 ・5事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は800,000株 ・ただし、当初対象期間については4事業年度を対象として640,000株 ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は160,000ポイント。1ポイント=1株に換算された株式数の当社発行済株式総数(2017年3月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.03%
③業績達成条件の内容 (下記(4)のとおり)	・業績目標値の達成度に応じて0~200%の範囲で変動 ・業績目標値の達成度を評価する指標は、当初対象期間については、連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり)	・取締役等の退任時

(2) 本制度の対象期間

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の期間に対応する連続する5事業年度(以下、「対象期間」といいます。)を対象とします。

ただし、本年度から実施する当初の本制度の対象期間については、現中期経営計画の残存期間である2018年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)

(3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間ごとに、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、900百万円(当初対象期間については720百万円)を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件*を充足する取締役等を受益者とする信託期間5年間(当初対象期間については4年間)の信託(以下、「本信託」といいます。)を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中の毎事業年度(初回は2018年3月31日で終了する事業年度)末日に在任している取締役等に対して、下記(4)に記載のポイント数算定式をもとに算出されるポイント数を、毎事業年度終了直後に到来する7月1日に付与し、取締役等の退任後(取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。)に付与ポイントの累積値(以下、「累積ポイント数」といいます。)に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。なお、当社株式は株式市場から取得予定のため、株式の希薄化は生じません。

本信託の信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本株主総会で承認を受けた範囲内で本信託を継続する予定です。その場合、本信託の信託期間を5年間延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、延長された信託期間における当社の中期経営計画またはそれに相当する経営計画の業績目標値の達成度に応じて、取締役等に対するポイントの付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。)および金銭(以下、合わせて「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。

※受益者要件

- ① 制度開始日以降の対象期間中に取締役等として在任していること(制度開始日以降に、新たに取締役等になった者を含む。)
- ② 当社の取締役等を退任していること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 取締役等が取得する当社株式等の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数(換価処分の対象となる株式数を含む。)は、信託期間中の毎事業年度(初回は2018年3月31日に終了する事業年度)末日に在任している取締役等に対して、当該事業年度終了直後に到来する7月1日に付与されるポイントの累積ポイント数に基づき定まります。1ポイントは当社株式1株とします。

なお、当社株式が信託期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式併合等によって増加または減少した場合には、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式数(換価処分の対象となる株式数を含む。)を調整します。

取締役等に付与されるポイント数は、取締役の役位に応じてあらかじめ定められる基準ポイント数に業績連動係数を乗じることにより算出します。

ポイント数の算定式

基準ポイント数 × 業績連動係数

業績連動係数は、当初対象期間については、連結売上収益、親会社の所有者に帰属する当期利益等の業績目標値の達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上をめざす動機づけを強化します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり160,000ポイントを上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数は800,000株（ただし、当初対象期間については、4事業年度を対象とするため640,000株）を上限とします。取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(3)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

業績目標の未達等により信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡したうえで取締役会決議によりその消却を行う予定です。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は累積ポイント数の70%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人がその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、その時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

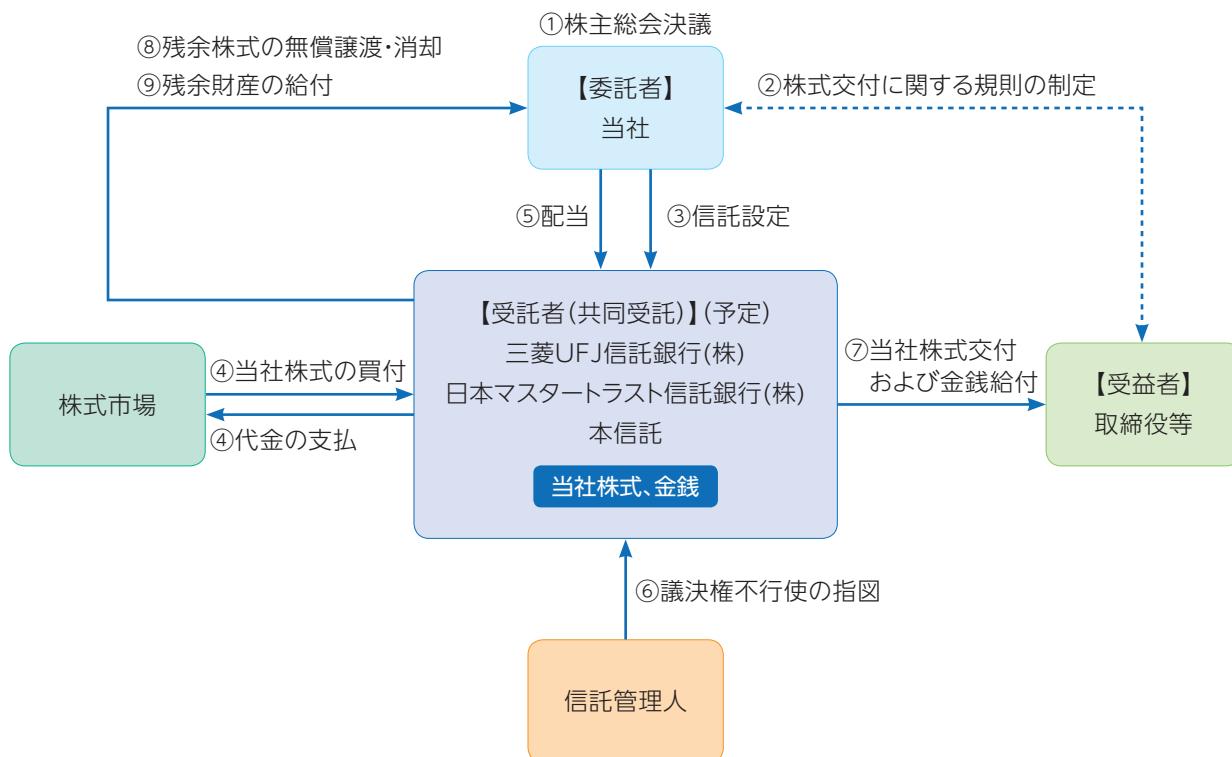
(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において決定します。

(参考)

本制度の詳細については、2017年4月26日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」からの抜粋をご参照下さい。

本制度の仕組み



- ①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付に関する規則を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦役員および中期経営計画等の業績目標値の達成度に応じて、毎年、取締役等に付与されるポイント数が決定され、信託期間中はそのポイント数を累積します。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイント数に応じて、当社株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡したうえで、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、取締役等に分配された後の財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬は、2005年6月29日開催の旧田辺製薬株式会社第101回定時株主総会において、「年額100百万円以内」とご承認いただき現在に至っておりますが、監査役の責務の増大に鑑み今後の監査体制の一層の強化に備えるため、監査役の報酬額を「年額120百万円以内」に改定させていただきますと存じます。

なお、現在の監査役は4名ですが、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

以上

国際財務報告基準(IFRS)の適用について

当社グループは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上等を目的として、2016年4月1日に開始する当期の第1四半期(2016年4月1日～2016年6月30日)より、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という)を適用しております(移行日:2015年4月1日)。なお、前期の諸数値につきましても、IFRSに準拠して表示しております。

また、当社グループは、IFRSの適用にあたり、会社の経

常的な収益性を示す段階利益として「コア営業利益」を導入し、経営管理等の重要指標と位置付けております。「コア営業利益」は、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益(以下、「非経常項目」という)を除外したものです。非経常項目として、事業譲渡による損益、構造改革費用、製品に係る無形資産の減損損失、災害による損失等を想定しております。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

①業績の概況

医薬品産業を取り巻く環境は、国内における特例拡大再算定等の薬価制度の見直しや後発医薬品の使用促進策の浸透等により、厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当期の連結業績は、国内重点品は伸長したものの薬価改定の影響や長期収載品の減収、前期に導出に伴う一時金収入が発生していたこ

となどにより売上収益は減収となりました。利益面については、減収に加え、米国における販売準備の費用増加などもあり、コア営業利益は減益となりましたが、前期において主要な事業構造改革に目処をつけたことなどにより営業利益は増益となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は当社発足以来の最高益となりました。

(単位:百万円)

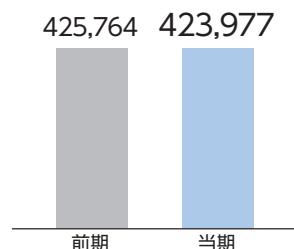
	前期	当期	増減	増減率
売上収益	425,764	423,977	△1,787	△0.4%
コア営業利益	106,976	94,510	△12,466	△11.7%
営業利益	81,803	94,083	+12,280	+15.0%
税引前利益	83,255	96,059	+12,804	+15.4%
親会社の所有者に帰属する当期利益	59,306	71,263	+11,957	+20.2%

売上収益

前期比
4,239億円 **0.4%** 減

売上収益は、前期比△0.4%、17億円減収の4,239億円となりました。

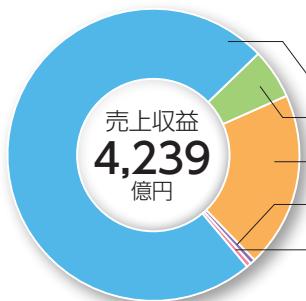
■売上収益 (単位：百万円)



●国内医療用医薬品は、2016年4月の薬価改定の影響はあったものの、関節リウマチ治療剤「シンポニー」が国内の販売の一本化により大幅に伸長したほか、2型糖尿病治療剤「テネリア」、同「カナグル」などの重点品の売上が伸長し、前期比2.0%増収の3,142億円となりました。

●ロイヤリティ収入等は、前期比5.1%減収の822億円となりました。ノバルティス社に導出した多発性硬化症治療剤「ジレニア」に係るロイヤリティ収入は順調に伸長しましたが、ヤンセンファーマシューティカルズ社に導出した2型糖尿病治療剤「インヴォカナ」および同剤とメトホルミンの合剤に係るロイヤリティ収入は為替の影響により減少しました。また、当期において、自己免疫疾患治療剤「MT-1303」に関するバイオジェン社とのライセンス契約終了に伴い、繰延収益として負債計上していた契約一時金残高を一括で収益計上しましたが、前期にアムジェン社およびデジマ社との脂質異常症治療剤（CETP阻害剤）「TA-8995」に関する特許・ノウハウの譲渡契約に係る一時金収入があったことなどにより、一時的な収益についても減少しました。

○事業別の当期売上収益



(単位：百万円)

	前期	当期	増減	増減率
●国内医療用医薬品	308,084	314,221	+6,137	+2.0%
●海外医療用医薬品	24,711	22,689	△2,022	△8.2%
●ロイヤリティ収入等	86,639	82,239	△4,400	△5.1%
●一般用医薬品	3,765	3,413	△352	△9.3%
●その他	2,565	1,415	△1,150	△44.8%
計	425,764	423,977	△1,787	△0.4%

コア営業利益

945 億円

前期比

11.7% 減

営業利益

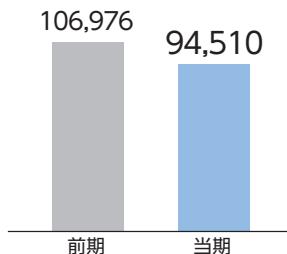
940 億円

前期比

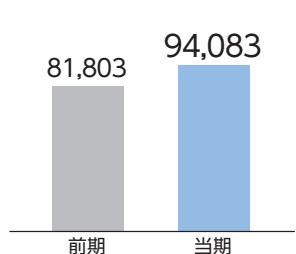
15.0% 増

コア営業利益は、前期比△11.7%、124億円減益の945億円となりました。
営業利益は、前期比+15.0%、122億円増益の940億円となりました。

■ コア営業利益 (単位：百万円)



■ 営業利益 (単位：百万円)



- 国内重点品の伸長が寄与したものの、薬価改定の影響、長期収載品やロイヤリティ収入等の減収に加え、米国の医薬品販売会社であるMT ファーマ アメリカ社における販売体制の構築および販売準備の推進などによる販売費及び一般管理費の増加により、コア営業利益は減益となりました。
- コア営業利益から除外した非経常項目は、前期において主要な事業構造改革に目処をつけたことから、大幅に改善し、営業利益は増益となりました。

親会社の所有者に
帰属する当期利益

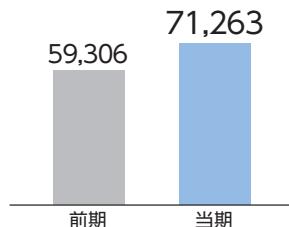
712 億円

前期比

20.2% 増

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比+20.2%、119億円増益の712億円となりました。

■ 親会社の所有者に
帰属する当期利益 (単位：百万円)



[ご参考] 製品のご紹介

自己免疫疾患

レミケード、
シンボニー、
イムセラ



現在開発中

- ・MT-1303
(多発性硬化症他)
- ・レミケード効能追加
- ・イムセラ効能追加

糖尿病・腎疾患

テネリア、カナグル、
タナトリル、
クレメジン



現在開発中

- ・カナグル+テネリア
合剤
- ・MT-3995
(糖尿病性腎症)
- ・カナグル効能追加
(糖尿病性腎症)

中枢神経系疾患

レクサプロ、
ラジカット



現在開発中

- ・MP-214 (統合失調症)
- ・MT-5199
(遅発性ジスキネジア)

ワクチン

テトラビック、
インフルエンザワクチン、
水痘ワクチン



現在開発中

- ・植物由来ウイルス
様粒子ワクチン
(インフルエンザ)
- ・MT-2355
(5種混合ワクチン)

※1 イムセラ:ノバルティス社が「ジレニア」の製品名で販売しております。

※2 カナグル:ヤンセンファーマシューティカルズ社が「インヴォカナ」の製品名で販売しております。

②研究開発活動

当社グループは、世界に向けて新薬を継続的に創製するために、国内外で研究開発活動を推進しております。自己免疫疾患、糖尿病・腎疾患、中枢神経系疾患、ワクチンの4つの重点疾患領域を中心に、「独自の価値を一番乗りでお届けする、スピード感のある企業」をめざし、医薬品の創製に注力しております。また、創薬シーズの導入や他社協業といったオープンシェアードビジネスに積極的に取り組み、品目ごとに最適な創薬開発手段を講じてパイプラインを継続的に強化しております。

「中期経営計画 16-20」では米国事業展開を重要な目標として掲げていますが、当期は、その第一歩となるMCI-186(エグラボン/米国製品名:ラジカヴァ、国内製品名:ラジカット)の筋萎縮性側索硬化症(Amyotrophic Lateral Sclerosis:ALS)について、米国で製造販売承認申請を行い、本年5月に承認を取得しました。

国内においては、2型糖尿病治療剤「テネリア」(DPP-4阻害剤)と同「カナグル」(SGLT2阻害剤)の合剤であるMT-2412について製造販売承認申請を行いました。これにより、糖尿病・腎疾患領域のラインナップの拡充を図ってまいります。また、重点品の「レミケード」については、乾癬における増量および投与間隔短縮の承認を取得したほか、クローン病での投与間隔短縮の申請を行いました。この他、自社創製品であるMT-3995(選択的ミネラルコルチコイド受容体拮抗剤)の非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)のフェーズ2試験およびアケビア社より導入したMT-6548(バダデュスタット/低酸素誘導因子プロリン水酸化酵素阻害剤)の腎性貧血のフェーズ2試験を新たに開始し、ワクチンでは4種混合ワクチンにHibワクチンを加えたMT-2355のフェーズ3試験を一般財団法人阪大微生物病研究会と共同で開始しました。

当期における研究開発費は647億円となり、売上収益に対する比率は15.3%となりました。

当期の主な臨床開発活動の進捗状況(製造販売承認の取得・申請等)は、以下のとおりです。

承認取得

- ・2016年5月、「レミケード」の乾癬の用法・用量の変更(増量および投与間隔の短縮)について、日本で承認を取得しました。
- ・2016年8月、「バリキサ」の臓器移植におけるサイトメガロウイルス感染症の発症抑制について、日本で承認を取得しました。
- ・2016年12月、TAU-284(ベポタスチンベシル酸塩/国内製品名:タリオン)の小児のアレルギー性鼻炎およびアレルギー性皮膚炎について、中国で承認を取得しました。
- ・2017年3月、TA-7284(カナグリフロジン/国内製品名:カナグル)の2型糖尿病について、台湾で承認を取得しました。
- ・2017年3月、共同開発先のヤンセンファーマ株式会社が「シンポニー」の潰瘍性大腸炎および剤型追加について、日本で承認を取得しました。

なお、2017年5月、MCI-186のALS(筋萎縮性側索硬化症)について、米国で承認を取得しました。

承認申請

- ・2016年6月、MCI-186のALS(筋萎縮性側索硬化症)について、米国で申請しました。
- ・2016年8月、MT-2412の2型糖尿病について、日本で申請しました。
- ・2016年9月、「レミケード」のクローン病における用法・用量

の変更(投与間隔の短縮)について、日本で申請しました。
・2017年2月、「ノバスタン」の脳血栓症急性期について、中国で申請しました。

臨床試験の開始

- ・2016年10月、MT-6548の腎性貧血について、フェーズ2試験を日本で開始しました。
- ・2016年11月、MT-2355の小児における百日せき、ジフテリア、破傷風、急性灰白髄炎およびHib感染の予防について、一般財団法人阪大微生物病研究会と共同でフェーズ3試験を日本で開始しました。
- ・2016年11月、MP-513(テネリグリプチン/国内製品名:テネリア)の2型糖尿病について、フェーズ3試験を中国で開始しました。
- ・2016年12月、MT-3995のNASH(非アルコール性脂肪性肝炎)について、フェーズ2試験を日本で開始しました。

導出品の状況

- ・2016年9月、TA-7284(カナグリフロジン/製品名:インヴォカナ)とメトホルミンの合剤(徐放性製剤)の2型糖尿病について、導出先のヤンセンファーマシューティカルズ社が米国で承認を取得しました。

なお、2017年4月、MT-4580(カルシウム受容体作動剤)の維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症について、導出先の協和発酵キリン株式会社が日本で申請しました。

③他社等との提携の状況

当社グループでは、戦略課題の遂行に向けて自社経営資源の効果的な活用のみならず、積極的に他社等との戦略的アライアンスを推進しております。

当社グループにおける主な他社等との提携は以下のとおりです。

- ・「ジレニア」に関するノバルティス社との提携
「ジレニア」は、当社がノバルティス社に対し、日本を除く全世界における開発権および販売権を許諾しており、同社は米国、欧州連合等で承認を取得し、販売をしております。当社は、同社の「ジレニア」売上高に応じたロイヤリティ収入を得ております。
- ・「インヴォカナ」に関するヤンセンファーマシューティカルズ社との提携
「インヴォカナ」は、当社がヤンセンファーマシューティカルズ社に対し、日本とアジアの一部を除く地域における開発権および販売権を許諾しており、同社は米国、欧州連合等で本剤および本剤とメトホルミンの合剤につき承認を取得し、販売をしております。当社は、同社の「インヴォカナ」およびその合剤の売上高に応じたロイヤリティ収入を得ております。
- ・第一三共株式会社との販売提携
第一三共株式会社と当社は、日本における糖尿病治療への貢献を目的として、「テネリア」および「カナグル」に関する戦略的な販売提携を実施しております。
- ・持田製薬株式会社との販売提携
持田製薬株式会社と当社および当社子会社である吉富薬品株式会社は、抗うつ剤「レクサプロ」について、国内における共同販売および共同プロモーションを実施しております。
- ・ヤンセンバイオテック社との販売提携
ヤンセンバイオテック社と当社は、発売以来共同販売しておりました「シンポニー」について、両社での新たな戦略のもと、2016年4月より国内の販売を当社に一本化しました。情報提供活動は引き続き同社のグループ会社である

ヤンセンファーマ株式会社と当社が共同で実施しております。

・一般財団法人阪大微生物病研究会との提携

当社は、一般財団法人阪大微生物病研究会が製造する人体用ワクチンの販売元として、同財団と相互連携しております。

さらに、同財団と当社は、国内外で競争力のある高品質なワクチンの安定供給を目的とし、同財団のワクチン製造事業を基盤とした合併会社「株式会社BIKEN」の設立について、2016年11月に基本合意し、本年5月に最終合意しました。

・国立大学法人京都大学との共同研究

国立大学法人京都大学と当社は、「慢性腎臓病の革新的治療法を指向する基礎・臨床研究プロジェクト」に関する研究開発契約を締結し、共同研究を実施しております。

・アストラゼネカ社との共同研究

アストラゼネカ社と当社は、両社の強みである糖尿病性腎症に関する専門性や研究資産の有効活用により、研究プログラムから同疾病の治療に繋がる新規低分子医薬品をいち早く創製し、同疾病に関する研究パイプラインの拡充を目的として、共同研究を実施しております。

・メディムーン社との共同研究

メディムーン社と当社および当社子会社であるタナベ リサーチ ラボラトリーズ U.S.A.社は、メディムーン社の有する抗がん剤「ピロロベンゾジアゼピン」とタナベ リサーチ ラボラトリーズ U.S.A.社の有する特異的がん抗体技術を用いた抗体薬物複合体に関する共同研究を実施しております。

・アステラス製薬株式会社との提携

アステラス製薬株式会社と当社は、両社における創薬研究のさらなる加速をめざし、それぞれが保有する化合物ライブラリーのうち、自社合成化合物を相当数含む交換可能な約25万化合物ずつを、相互に交換・利用しております。

④海外事業展開の状況

2016年8月、米国食品医薬品局(FDA)により、MCI-186のALS(筋萎縮性側索硬化症)を適応症とする製造販売承認申請が受理され、本年5月に承認を取得しました。販売開始に向けて、本剤に特化した販売・サポート体制の構築を推し進めるとともに、本剤が貢献できる範囲の最大化を図ってまいります。

また、ASEAN(東南アジア諸国連合)地域において、MTファーマ タイランド社を設立し、本年4月より当社製品の販売活動を開始しました。当該地域における事業基盤の強化を通じて当社製品の市場への浸透を一層強化してまいります。

(2) 設備投資の状況

当期は、生産設備を中心に126億円(前期112億円)の設備投資を実施しました。また、業務管理システムの構築・更新などにより、18億円(同9億円)のシステム開発投資を実施しました。

当期中に完成した主な設備

- ・田辺三菱製薬工場株式会社(吉富工場) 製剤棟建設
当期における設備投資額 …………… 62億円
- ・田辺三菱製薬工場株式会社(小野田工場)製剤棟耐震強化工事
当期における設備投資額 …………… 2億円
- ・田辺三菱製薬工場株式会社(小野田工場)注射剤棟再編工事
当期における設備投資額 …………… 0億円

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な企業結合等の状況

当社は、ジェネリック医薬品事業および長期収載品の一部について、製造販売承認を含む販売権、製造委受託契約、共同開発契約等の関連契約、在庫、商標権、著作権ならびに安全管理情報のすべてを当社の完全子会社である田辺製薬販売株式会社に吸収分割により承継させたうえで、同社の全株式をニプロ株式会社に譲渡する株式譲渡契約を本年3月28日に締結しました。なお、吸収分割の効力発生日および株式譲渡日は本年10月1日を予定しております。(1.企業集団の現況に関する事項(5)対処すべき課題 ②中長期的な会社の経営戦略および会社の対処すべき課題 4)業務生産性改革 参照)

[ご参考] 開発状況(2017年5月10日現在)
(2016年5月11日以降進捗)

フェーズ 1			フェーズ 2			フェーズ 3		
治療コード／製品名・予定適応症など	領域	地域	治療コード／製品名・予定適応症など	領域	地域	治療コード／製品名・予定適応症など	領域	地域
MT-1303 ≫ 炎症・自己免疫疾患	●	日本、欧州、 米国	MT-1303 ≫ 多発性硬化症 乾癬	●	欧州			
MT-7117 ≫ 皮膚科用剤等	●	欧州	MT-1303 ≫ クロウン病	●	欧州、日本			
MP-513 ≫ 2型糖尿病	●	米国	MP-513 ≫ 2型糖尿病	●	欧州			
MT-3995 ≫ 糖尿病性腎症	●	米国	MT-3995 ≫ 糖尿病性腎症	●	欧州、日本			
MT-5199 ≫ 遅発性ジスキネジア	●	日本	MT-3995 ≫ 非アルコール性脂肪性肝炎	●	日本			
MP-124 ≫ 神経系用剤	●	米国	MT-6548 ≫ 腎性貧血	●	日本			
MT-8554 ≫ 神経系用剤等	●	欧州	インフルエンザワクチン ≫ インフルエンザ[H5N1]予防	●	カナダ			
インフルエンザワクチン ≫ インフルエンザ[H7N9]予防	●	カナダ	インフルエンザワクチン ≫ 季節性インフルエンザ予防	●	米国、 カナダ			
GB-1057 ≫ 血液及び体液用剤	●	米国						
MP-157 ≫ 循環器官用剤	●	欧州						
MT-0814 ≫ 眼科用剤	●	日本						
MT-4129 ≫ 循環器官用剤等	●	欧州						

※1 日本はノバルティスファーマ株式会社と共同開発、海外はノバルティス社に導出
 ※2 治験依頼者:ヤンセン リサーチ アンド デベロップメント社
 ※3 小児における百日せき、ジフテリア、破傷風、急性灰白髄炎およびHib感染の予防
 ※4 一般財団法人阪大微生物病研究会と共同開発
 ※5 DPP-4阻害剤とSGLT2阻害剤の合剤
 ※6 ヤンセンファーマ株式会社と共同開発
 ※7 TA-7284とメトホルミンの合剤(徐放性製剤)

疾患領域：●自己免疫疾患 ●糖尿病・腎疾患 ●中枢神経系疾患 ●ワクチン ●その他 ステージアップ
 ※導出品はフェーズ3以降記載

申請

承認

治療コード／製品名・予定適応症など	領域	地域
イムセラ ≫ 慢性炎症性脱髄性多発根神経炎(CIDP)	●	国際共同 治験*1
カナグル ≫ 糖尿病性腎症	●	国際共同 治験*2
MP-513 ≫ 2型糖尿病	●	中国
MP-214 ≫ 統合失調症	●	日本、 アジア
MT-2355 ≫ 5種混合ワクチン*3	●	日本*4
FTY-720 ≫ CIDP	●	国際共同 治験*1
TA-7284 ≫ 糖尿病性腎症	●	国際共同 治験*2
レミケード ≫ クロウン病(投与間隔短縮)	●	日本
MT-2412 *5 ≫ 2型糖尿病	●	日本
MP-513 ≫ 2型糖尿病	●	インドネシア
ノバスタン ≫ 脳血栓症急性期	●	中国
MT-4580 ≫ 維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症	●	日本

治療コード／製品名・予定適応症など	領域	地域
シンボニー ≫ 潰瘍性大腸炎	●	日本*6
バリキサ ≫ 臓器移植におけるサイトメガロウイルス感染症の発症抑制	●	日本
レミケード ≫ 乾癬(増量)	●	日本
TA-7284 ≫ 2型糖尿病	●	台湾
MCI-186 ≫ 筋萎縮性側索硬化症	●	米国
TAU-284 ≫ 小児・アレルギー性鼻炎 小児・アレルギー性皮膚炎	●	中国
TA-7284/Met XR合剤 *7 ≫ 2型糖尿病	●	米国

(5) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「企業理念」である「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」のもと、「めざす姿」である「国際創薬企業として、社会から信頼される企業になります」の実現に向けて、グローバル新薬の創製や海外事業展開、医療ニーズに対応する新たな事業機会の創出に挑戦しております。

また、すべての企業活動にあたっては、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実な企業活動を展開することを「企業行動憲章」に定め、当社グループの全役員および全従業員が最優先する行動の規範と位置付けております。

当社グループは、これら「企業理念」、「めざす姿」、「企業行動憲章」を経営の基本方針として、事業を展開しております。

②中長期的な会社の経営戦略および会社の対処すべき課題

「中期経営計画16-20 Open Up the Future」の進捗

国内医療用医薬品を取り巻く事業環境は急激に変化しており、当社グループが持続的成長をめざすためには、世界最大の医薬品市場である米国における自社販売による事業基盤の早期構築および国内市場における育薬・営業強化を通じた重点品の価値最大化と重点疾患領域でのプレゼンスの向上が不可欠であります。

当社グループは、2016年に策定した中期経営計画16-20のキーコンセプトを「Open Up the Future 医療の未来を切り拓く」とし、患者様やそのご家族の未来を切り拓くことによってこそ、自らの未来も切り拓くことができると確信し、「医薬」のみならず「医療」というより広い視野

で貢献していくとの意思のもと、「4つの挑戦」1)パイプライン価値最大化、2)育薬・営業強化、3)米国事業展開、4)業務生産性改革を掲げ、持続的成長のための企業活動に取り組んでまいりました。当期におけるそれら4つの挑戦の主な進捗は以下のとおりです。

1) パイプライン価値最大化

・創薬シーズの導入や他社協業といったオープンシェアードビジネスに積極的に取り組み、本中期経営計画期間中に10品目の後期開発品を創製します。「自己免疫疾患領域」では慶應義塾大学との共同研究として慶應リサーチパークへの参画、「糖尿病・腎疾患領域」では、アストラゼネカ社や京都大学医学部との連携により、新規プロジェクトとなるターゲット分子の選定を行うなど、既存薬にない医療価値の提供をめざしています。

・各領域におけるパイプラインの状況は以下の進捗状況となっております。

<自己免疫疾患領域>

バイオジェン社に導出したMT-1303は、2016年10月に同社が戦略上の理由から開発中止を発表しました。本剤は当社にとって重要なパイプラインのひとつであり、引き続き自社単独での開発または新たな開発アライアンスを行うことで、2020年度以降に米国事業拡大に貢献する製品に育ててまいります。

また、リジェネロン社から導入したMT-5547(ファシヌマブ/抗NGF抗体)については、同社が実施した日本人でのフェーズ1試験が終了しており、2017年度に変形性関節症を対象に、国内でフェーズ2およ

びフェーズ3試験を開始予定です。

さらに、コーロン ライフ サイエンス社との変形性膝関節症の症状緩和を目的とした細胞治療薬「インボサー」(MT-5373)のライセンス契約締結など、当社の強みを発揮できる領域でのさらなるプレゼンスの向上に向けた取り組みが順調に進捗しております。

<糖尿病・腎疾患領域>

MT-3995については糖尿病性腎症のPOC (Proof of Concept: ヒトでの新薬候補物質の有効性・安全性の実証) を取得し、現在導出活動中ですが、さらに付加価値を付けるため、NASH(非アルコール性脂肪性肝炎)を対象に国内でフェーズ2試験を開始しました。

アケビア社から2015年に導入したMT-6548については、腎性貧血を対象として、同社が2016年に国内フェーズ2試験を開始しました。2020年度までの上市をめざし、開発を進めてまいります。

<中枢神経系疾患領域>

ニューロクライン・バイオサイエンシズ社から2015年に導入したMT-5199(バルベナジン/VMAT2阻害剤)は、フェーズ1試験が終了し、2017年度に遅発性ジスキネジアを対象にフェーズ2試験開始を予定しています。

<ワクチン領域>

メディカゴ社の季節性インフルエンザワクチンのフェーズ2試験の結果をふまえ、北米で2020年度の販売開始をめざし、引き続き開発を進めてまいります。また5種混合ワクチンMT-2355についても一般財団法人阪大微生物病研究会と共同で国内のフェーズ3試験を開始しました。

2) 育薬・営業強化

・2016年11月に、一般財団法人阪大微生物病研究会との間でワクチン製造の合併会社である「株式会社BIKEN」の設立について基本合意し、本年5月に、最終合意しました。今後は、従来から協力関係にあった研究開発(MT-2355共同開発)や販売に加えて製造面でも提携し、広範なバリューチェーン全体での協力関係を築くことで、国内外へさらなる競争力のあるワクチンを提供してまいります。

・帝國製薬株式会社が開発中の抗アレルギー剤「ルパタジン」について、2016年10月に同社との間で日本国内における販売基本契約、ならびに「タリオン」についての共同販売促進活動に関する契約を締結しました。両剤を通じ、今後もより一層アレルギー疾患の治療に貢献してまいります。

・これまでの「施設完結型」から「地域完結型」の医療への移行が進む中、営業本部では2016年10月に各支店全営業所へエリアマーケティングプランナーを配置しました。各地域のニーズを的確かつスピーディーに捉え、地域独自の医療連携企画を実施することで、中長期的な視点で地域医療へ貢献してまいります。

3) 米国事業展開

・米国事業展開の第1ステップとして取り組んでおりました、MCI-186のALS(筋萎縮性側索硬化症)を適応症とする製造販売承認を2017年5月に取得し、2017年度の販売開始を予定しています。

・第2ステップとしては、製品ラインナップを強化するために、2,000億円以上の戦略的投資枠をもって、外部からの製品や後期開発品の導入、事業買収などを通じて「米国事業の拡大」に取り組みます。

- ・さらに第3ステップとして、米国で自社開発する品目を中心に、「米国事業の継続成長」のための施策に取り組んでまいります。

以上の米国事業戦略の3つのステップを通じ、2020年度米国売上収益800億円達成へ向けて取り組んでまいります。

4) 業務生産性改革

- ・国内事業環境が厳しくなるなか、収益力の改善を図るため、売上原価と販売費及び一般管理費を、本中期経営計画期間中に200億円削減(2015年度比)することを目標としております。当期は、人件費を中心として、約80億円の削減となりました。
- ・ジェネリック医薬品事業においては、政府の使用促進策による事業機会の拡大とともに、コスト・販売競争が激化する等、将来に向けてますます事業環境が厳しくなることが見込まれ、自ら事業を継続するよりも、豊富な開発経験と多様な生産体制を有する第三者とのアライアンスによってシナジーを生み出すことが、当該事業の勝ち残りのために必須であると判断し、本年3月にニプロ株式会社との間で、当社の完全子会社でジェネリック医薬品販売会社である田辺製薬販売株式会社の全株式を譲渡する株式譲渡契約を締結しました。
- ・組織の生産性を高めるため、戦略実現のための人材育成、働き方改革や多様な人材の活躍(ダイバーシティ&インクルージョン)の実現に取り組んでおります。将来の経営人材育成の基本概念となるMT-VIVIDを策定し、経営人材育成プログラムを開始するとともに、テレワーク制度導入など人材の活躍や多様な働

き方につながる取り組みを行っております。今後も従来の枠を超える人材の育成、働き方の改革等に、取り組んでまいります。

以上を通じ、「中期経営計画16-20 Open Up the Future」の最終年度である2020年度につきましては、売上収益5,000億円、コア営業利益1,000億円、親会社の所有者に帰属する当期利益700億円、研究開発費800億円、海外売上収益比率40%をめざしてまいります。

また、本中期経営計画期間においては、連結配当性向50%を目途に、中長期的な利益成長に基づいた配当を行ってまいります。

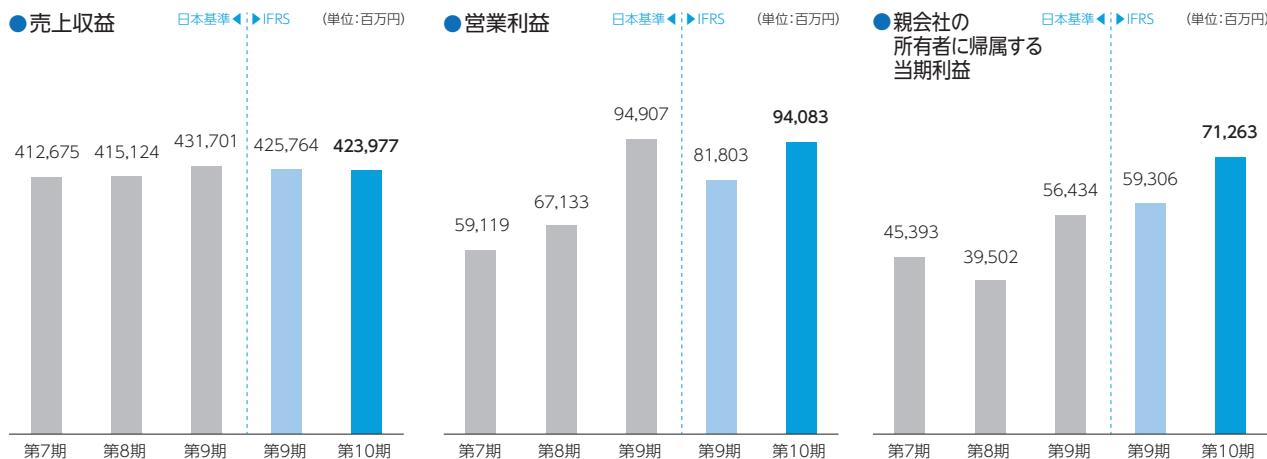
(6) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	日本基準			IFRS	
	第7期 (2013年4月～ 2014年3月)	第8期 (2014年4月～ 2015年3月)	第9期 (2015年4月～ 2016年3月)	第9期 (2015年4月～ 2016年3月)	第10期 (2016年4月～ 2017年3月)
売上収益	412,675	415,124	431,701	425,764	423,977
営業利益	59,119	67,133	94,907	81,803	94,083
経常利益	61,873	67,654	94,763	—	—
親会社の所有者に 帰属する当期利益	45,393	39,502	56,434	59,306	71,263
基本的1株当たり 当期利益	80円92銭	70円41銭	100円60銭	105円72銭	127円03銭
資産合計	886,476	929,301	930,242	958,445	984,537
資本合計	777,837	800,434	816,713	826,316	871,430

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数(発行済株式総数から自己株式を控除)により算出しております。

2. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「資産合計」は「総資産」、「資本合計」は「純資産」となります。



(7) 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

医薬品の製造、販売

(8) 主要な営業所および工場 (2017年3月31日現在)

名称および所在地		
国内	本社	大阪市
	東京本社	東京都中央区
	営業拠点	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都文京区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、香川県高松市、福岡市
	研究開発拠点	戸田事業所(埼玉県戸田市)、横浜事業所(横浜市)、加島事業所(大阪市)
	生産拠点*	大阪工場(大阪市)、小野田工場(山口県山陽小野田市)、吉富工場(福岡県築上郡)
海外*	営業拠点	北 米:アメリカ 欧 州:イギリス、ドイツ アジア:中国、韓国、台湾、インドネシア
	生産拠点	アジア:中国、韓国、台湾、インドネシア
	研究開発拠点	北 米:アメリカ、カナダ 欧 州:イギリス アジア:中国

※ 子会社における拠点であります。

(9) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

①当社グループ

従業員数	前期末比
7,280名	△ 845名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

②当社

従業員数(前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
4,239名(△541名)	44.6歳	19年7ヵ月

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況 (2017年3月31日現在)

①親会社の状況

当社の親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスは、当社の株式を316,320千株(持株比率56.4%)保有しております。

三菱ケミカルホールディングスグループは、機能商品・素材・ヘルスケアの3分野で、人・社会・地球の持続的発展に貢献する製品・サービスをグローバルに提供している企業集団です。

株式会社三菱ケミカルホールディングスは、純粋持株会社として、コーポレートブランド「THE KAITEKI COMPANY」のもと、「KAITEKI社会」実現をめざし、グループ全体の戦略策定、資源配分などの経営管理を行っております。

同社と当社との間では、当社の上場は維持し、同社の持株比率は原則として合併効力発生日(2007年10月1日)より10年間維持する旨および当社が上場会社として独立した判断基準に基づいて経営を行う旨の確認がなされております。

② 親会社との取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は主要株主(当社の発行済株式数の10%以上を保有する株主)との取引について、「一般的な取引条件と同等であるかなど、取引内容の妥当性及び経済合理性を確認するとともに、重要性が高い取引については、当社グループや株主共同の利益を害することのないよう、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分審議のうえ、承認を得て実施します。また、承認された内容に基づいて適正に取引が行われているか否かなどを確認できる体制を整備しま

す]とコーポレートガバナンス・ポリシーに定めております。

親会社との資金寄託取引についても、上記のポリシーに従い、当該取引の必要性および安全性・流動性・経済性等の取引条件が公正でかつ経済合理性があることを確認したうえで実施しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

当社は独立した上場企業として経営の重要な意思決定は取締役会が行っており、上記の取引についても、取引の必要性および取引条件等より、当社の利益を害することはないと取締役会は判断しております。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社出資比率(%)	事業の内容
田辺三菱製薬工場株式会社	1,130 百万円	100.0	医薬品の製造、販売
吉富薬品株式会社	385 百万円	100.0	学術情報の伝達
田辺製薬販売株式会社	100 百万円	100.0	医薬品の販売
ミツビシ タナベ ファーマ ホールディングス アメリカ社	167 米ドル	100.0	米国事業の統括
MT ファーマ アメリカ社	100 米ドル	100.0	医薬品の販売
ミツビシ タナベ ファーマ ディベロップメント アメリカ社	200 米ドル	100.0	医薬品の開発
メディカゴ社	413 百万加ドル	60.0	医薬品の製造、研究開発
ミツビシ タナベ ファーマ ヨーロッパ社	4,632 千ポンド	100.0	医薬品の研究開発、販売
天津田辺製薬有限公司	16,230 千米ドル	75.4	医薬品の製造、販売
ミツビシ タナベ ファーマ コリア社	2,100 百万ウォン	100.0	医薬品の製造、販売
台田薬品股份有限公司	20,000 千台湾ドル	65.0	医薬品の販売

(注) 1. 当期末の連結対象は、上記の重要な子会社の状況に記載の11社を含む連結子会社27社、持分法適用関連会社1社であります。
2. 特定完全子会社に該当する会社はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

(1) 会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数 2,000,000,000株

②発行済株式の総数 561,417,916株
(前期末比増減なし)

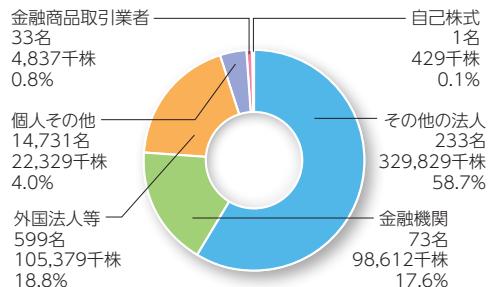
③株主数 15,670名
(前期末比2,632名減)

④大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社三菱ケミカルホールディングス	316,320	56.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,657	4.6
日本生命保険相互会社	12,065	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,439	2.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,254	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,087	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,477	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,483	0.8
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,103	0.7
ニプロ株式会社	3,821	0.7

(注) 1. 持株比率は自己株式(429,753株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第二位を四捨五入しております。

所有者別株式分布状況



(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	土 屋 裕 弘	
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長 執 行 役 員	三 津 家 正 之	株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役 株式会社地球快適化インスティテュート 取締役
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	子 林 孝 司	創薬本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	石 崎 芳 昭	営業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	村 上 誠 一	育薬本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	田 原 永 三	経理財務部長
社 外 取 締 役	服 部 重 彦	株式会社島津製作所 相談役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 ブラザー工業株式会社 社外取締役 明治安田生命保険相互会社 社外取締役
社 外 取 締 役	岩 根 茂 樹	関西電力株式会社 代表取締役・取締役社長
常 任 監 査 役	柳 澤 憲 一	
常 任 監 査 役	工 藤 弘 治	
社 外 監 査 役	西 田 孝	三菱化学株式会社(現三菱ケミカル株式会社) 社外監査役
社 外 監 査 役	福 田 正	弁護士法人第一法律事務所 代表社員 神栄株式会社 社外取締役 株式会社エクセディ 社外監査役

(注) 1. 社外監査役の西田孝氏は、2017年3月31日付で三菱化学株式会社の社外監査役を退任しております。なお、三菱化学株式会社は、2017年4月1日付で三菱レイヨン株式会社および三菱樹脂株式会社と合併し、三菱ケミカル株式会社となりました。

2. 本事業年度中に次のとおり異動がありました。

①取締役の異動

氏 名	異 動 日	異 動 事 由	当社における地位・担当
岩 根 茂 樹	2016年6月22日	新任	社外取締役

②監査役の異動

氏 名	異 動 日	異 動 事 由	当社における地位・担当
工 藤 弘 治	2016年6月22日	新任	常任監査役
福 田 正	2016年6月22日	新任	社外監査役
藤 澤 晃 一	2016年6月22日	辞任	常任監査役
富 田 英 孝	2016年6月22日	辞任	社外監査役

3. 社外取締役の岩根茂樹氏は、2016年6月24日付で株式会社さきでんの社外監査役を退任し、同月28日付で関西電力株式会社の代表取締役・取締役社長に就任しております。
4. 常任監査役の工藤弘治氏は、財務および会計に関する豊富な業務経験と相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役の西田孝氏は、銀行・証券業界における豊富な経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
7. 2016年6月22日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しました。

氏名	変更後	変更前
土屋裕弘	取締役会長	代表取締役 会長
子林孝司	代表取締役 執行役員 創薬本部長	取締役 執行役員 創薬本部長

8. 2017年4月1日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しました。

氏名	変更後	変更前
子林孝司	代表取締役 執行役員 創薬本部長	代表取締役 執行役員 創薬本部長
田原永三	取締役 執行役員 経営企画部、経理財務部、広報部、ICTマネジメント部 担当	取締役 執行役員 経理財務部 担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める限度まで当該賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員数	当事業年度の支払額	取締役および監査役の報酬限度額（年額）
取締役	8名 （うち社外2名）	388百万円 （うち社外19百万円）	・500百万円以内（社外取締役を除く） （社外取締役は50百万円以内） ・2007年6月の第103回定時株主総会にて決議
監査役	6名 （うち社外3名）	99百万円 （うち社外25百万円）	・100百万円以内 ・2005年6月の第101回定時株主総会にて決議
計	14名	487百万円	

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役2名（うち社外1名）を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役8名（うち社外2名）および監査役4名（うち社外2名）であります。
2. 社外役員（5名）が、親会社または当該親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、20百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、次のとおりであります。

- ・社外取締役の服部重彦氏が相談役を務める株式会社島津製作所ならびに社外取締役を務めるサッポロホールディングス株式会社、ブラザー工業株式会社および明治安田生命保険相互会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役の岩根茂樹氏が取締役社長を務める関西電力株式会社および社外監査役を務めていた株式会社きんでんと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役の西田孝氏が社外監査役を務めていた三菱化学株式会社(現三菱ケミカル株式会社)は、当社の親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスの子会社であります。
- ・社外監査役の福田正氏が代表社員を務める弁護士法人第一法律事務所、社外取締役を務める神栄株式会社および社外監査役を務める株式会社エクセディと当社との間には特別な関係はありません。

② 当社における活動状況

氏名	地位	主な活動状況
服部重彦	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と科学技術に関する幅広い見識等から、当社の経営に関し適宜発言を行っております。
岩根茂樹	社外取締役	2016年6月22日に取締役に就任された後、当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、企業経営者としての豊富な経験とコーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識等から、当社の経営に関し適宜発言を行っております。
西田孝	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回全てに出席し、銀行・証券業界における豊富な経験とそこで培った知見に基づき、適宜発言を行っております。
福田正	社外監査役	2016年6月22日に監査役に就任された後、当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会11回のうち10回に出席し、法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

新日本有限責任監査法人：84百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

新日本有限責任監査法人：94百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人および社内関係部署から必要な資料の提出と報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、過年度を含む職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠などを確認したうえで、本監査報酬額について妥当な水準と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、メディカゴ社、ミツビシ タナベ ファーマ ヨーロッパ社、天津田辺製薬有限公司および台田薬品股份有限公司の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が行っております。

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準(IFRS)の導入に関するアドバイザリー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性その他に問題が生じ、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合には、当社監査役会は、会計監査人の変更のため、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止(2016年1月1日から3ヵ月間)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・課徴金納付命令

③ 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと
- ・同監査法人の運営が著しく不当なものと認められたこと

(注) 新日本有限責任監査法人は、上記のとおり金融庁の処分を受けておりますが、当社監査役会は、同監査法人の当社および当社子会社に対する過去の会計監査においては、処分理由として指摘された事項は存在せず、監査の品質が確保されていたこと、同監査法人が当該処分に対し、適切な改善策を立案し、実行に移していることが確認できたことから、同監査法人を当社の会計監査人として再任することを決定しております。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

当社は、「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」との企業理念を掲げ、国際創薬企業として、広く社会から信頼される企業をめざしている。この企業目的を継続的に達成するため、以下のとおり、当社および子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の内部統制システム整備に関する基本方針を定め、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の充実に向けての取組みを推進する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業活動の健全性を確保するため、役員および使用人が企業活動を通じて最優先すべき規範である「企業行動憲章」および具体的な行動基準である「田辺三菱製薬グループ コンプライアンス行動宣言」を制定し、これに基づき自ら率先して法令・定款を遵守することにより、コンプライアンス体制を構築・運用する。
- (2) チーフ・コンプライアンス・オフィサーをコンプライアンス体制の統括責任者とし、コンプライアンス推進委員会、内部統制・コンプライアンスの推進に従事する部門を設置し、社内に確固たる遵法精神と高い倫理観の確立を図る。
- (3) 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各業務

部門における内部統制状況の監視を行う。

- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告システムとして、内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する規則に基づき運用を行う。
- (5) 情報開示に関する規則に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行う。
- (6) 「田辺三菱製薬グループ コンプライアンス行動宣言」に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

会社保有情報の取扱いに関する基本方針を定めた情報セキュリティや社内文書の管理に関する規則に基づき、取締役の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントに関する規則に従い、事業の推進に伴うリスクの所在・種類等を把握し、それぞれの担当部署にて必要な対応を行う。また、リスクに組織横断的に対応するため、リスクマネジメント委員会を設置してリスクの軽減を図る。
- (2) リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合

には、リスクマネジメントに関する規則に定めた体制により迅速かつ的確に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を定期的開催し、業務執行の効率性を確保する。
- (2) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化する。業務執行を担う取締役は執行役員を兼務する。
- (3) 経営執行会議を設置し、経営全般の業務執行に関する重要事項を協議する。
- (4) 中期経営計画、年度計画・年度予算に基づき、予算・業績管理を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営に関する規則に基づき、コンプライアンス体制、リスク管理体制等のグループ内部統制システムを当社グループで共有するとともに、グループ経営上の重要事項に関する報告、承認等を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、執行部門から独立した監査役室を設置し、監査役室の所属員に係

る任命、評価、異動については、監査役会の意見を尊重する。

- (2) 取締役・使用人の職務の執行状況に関し、定期的に監査役に報告するための体制を定めるとともに、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役・使用人の職務の執行に関して不正行為もしくは法令・定款に違反する事実が発生し、または発生するおそれがある場合には、遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 前号により監査役へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない旨を定める。
- (4) 各種の重要会議への出席、関係部署に対する調査、重要案件に関する決裁書の閲覧、監査役からの面談および情報開示の要請への積極的な対応など、監査役の監査が実効的に行われる体制を当社グループ内に整備する。
- (5) 監査役の職務の執行に必要な費用について、監査役会の意見に基づき予算化し、監査役の活動に支障が生じない体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」の適切な運用に努めており、当期においては、事業のグローバル化に合わせたガバナンスの強化を図る諸施策に取り組ましました。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス推進委員会が毎年策定する年度方針に基づき、国内の当社グループ会社全社員向けコンプライアンス研修等を実施し、従業員の企業倫理およびコンプライアンス意識の向上を図っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社は、関連規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（決裁・報告関連書類）を適切に保存・管理し、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会が中心となり、リスクの把握およびリスクの未然防止または低減に努めるとともに、リスクが現実化し、危機に直面した際に適切かつ迅速に対応できる体制を構築しています。

当期においては、事故や災害などの予期せぬ事象が発生した時でも、重要な基幹システムを継続して運用できるように、代替サイトへのサーバー切替え訓練を実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において重要な経営の意思決定と業務執行の監督を行うとともに、執行役員制度を導入し、取締役会への付議基準（承認・報告）を明確にしたうえで、監督機能と執行機能の役割分担を図るなど、効率的な経営に取り組んでいます。

当期においては、取締役・執行役員の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を議長とし、過半数を独立役員で構成する任意の指名委員会および報酬委員会を設置しました。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営に関する規則に基づき、重要な業務執行に関する承認、報告を通じて、国内外のグループ会社の適切な管理に努めています。また、海外グループ会社を含めた内部統制システムを適宜見直し、当社グループにおける業務の適正確保に継続的に取り組んでいます。

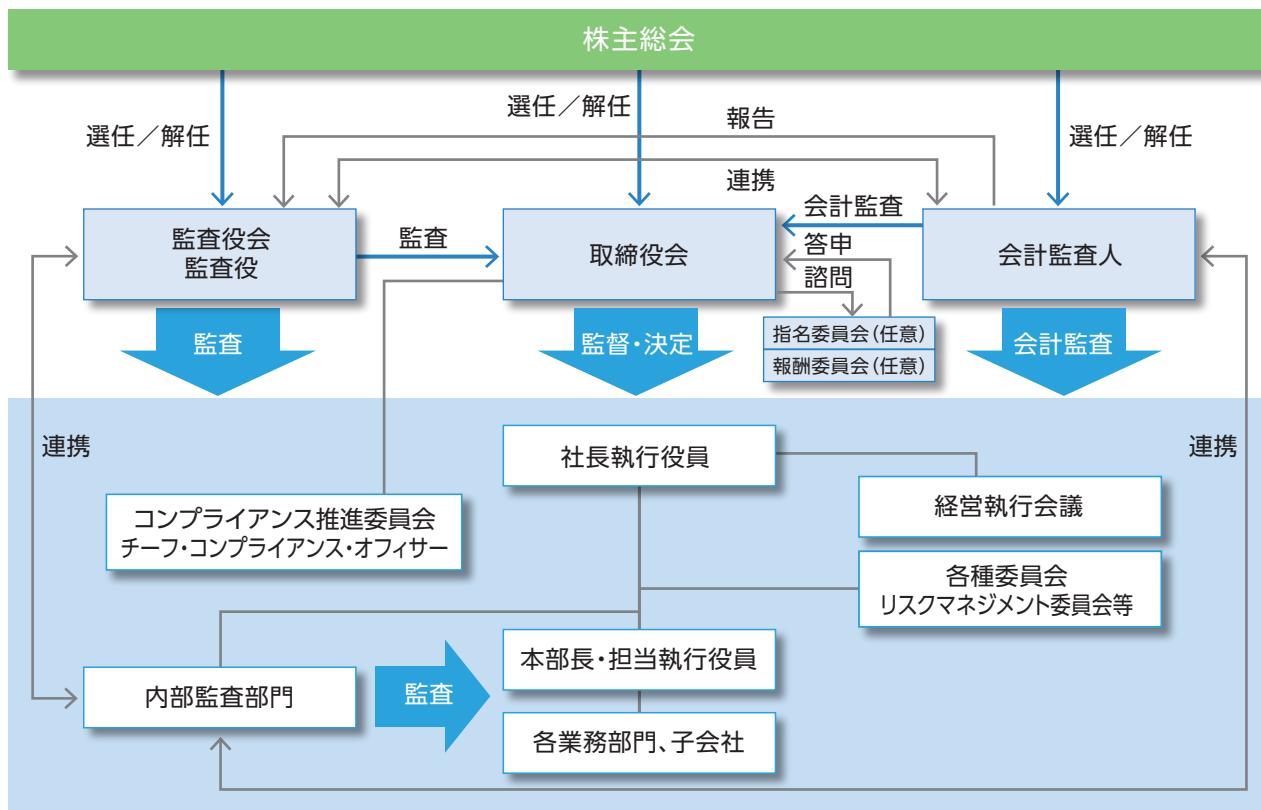
当期においては、国内外グループ会社に共通する事業活動の原則・基本方針を明文化したコード・オブ・コンダクトおよびグローバル規則の策定に取りかかりました。

各グループ会社においては、中国・アジアグループ会社各社の内部統制システム整備・運用状況の確認を実施するとともに、2016年2月に設立した米国販売子会社におけるガバナンス体制の充実に努めました。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役等による業務執行状況に関する監査役への報告、監査役の各種重要会議への出席、監査役による重要書類等の閲覧、監査役が行う業務・財産の調査や取締役等に対するヒアリングなどが実効的に行われるよう、監査役監査の環境整備に努めています。

[ご参考] コーポレート・ガバナンス体制図



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的成長の実現に向けた戦略的投資・研究開発投資を積極的に実施することにより、企業価値の増大を図るとともに、株主還元についても安定的かつ継続的に充実させていくことを基本方針としています。

当期を初年度とする「中期経営計画16-20」期間では、IFRS適用での連結配当性向50%を目途に、利益還元の充実に努めてまいります。

当期は、国内重点品の伸長が寄与したものの、薬価改定の影響や長期取載品の減収、前期に導出に伴う一時金収入が発生していたことなどに加え、米国における販売準備

の費用増加もあり、コア営業利益は減益となりました。一方、前期において主要な構造改革案件に目処をつけたことにより、非経常項目は大幅に改善し、営業利益は増益、親会社の所有者に帰属する当期利益は当社発足以来の最高益となりました。

このような状況と株主還元の基本方針を踏まえて、当期の期末配当金を1株当たり4円増配の28円とする予定です。これにより、中間配当金とあわせた年間の配当金は1株当たり6円増配の52円となります。

6 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループにおける主な訴訟の状況は以下のとおりであります。

【HCV(C型肝炎ウイルス)感染被害損害賠償請求訴訟】

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(2008年1月16日公布・施行、以下、「特措法」という)成立後は、当社の前身の一つである株式会社ミドリ十字が製造販売したフィブリノゲン製剤または血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受け、HCVに感染したとする方々が、特措法に定める手続に従い、国に対して訴えを起こし、特措法に定める要件を主張・立証したうえで、国との和解または判決を得て、給付金の支給を受ける

という形でHCV感染者の救済が図られております。

当社は、2008年9月28日、全国原告団および弁護団との間で、それ以前の訴訟の終了のため「基本合意書」を締結いたしました。これに基づき、当社は、厚生労働大臣と協議を行った結果、2009年4月10日に告示された基準「費用の負担方法および割合について」に従い、特措法に基づく給付金支給業務等に要する費用を負担しております。なお、2013年1月16日には特措法が一部改正・施行され、提訴期限の延長等が図られております。

今後も当社は、特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるHCV感染問題の全面解決のため、引き続き誠意をもって対応してまいります。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第10期 2017年3月31日	第9期(ご参考) 2016年3月31日
資産		
非流動資産		
有形固定資産	85,836	84,077
のれん	80,328	80,511
無形資産	61,209	55,924
持分法で会計処理されている投資	245	265
その他の金融資産	51,623	65,519
退職給付に係る資産	14,769	8,170
その他の非流動資産	482	632
繰延税金資産	6,286	13,168
非流動資産合計	300,778	308,266
流動資産		
棚卸資産	79,168	75,697
営業債権	116,856	121,249
その他の金融資産	354,255	351,665
その他の流動資産	9,183	12,502
現金及び現金同等物	113,215	88,919
小計	672,677	650,032
売却目的で保有する資産	11,082	147
流動資産合計	683,759	650,179
資産合計	984,537	958,445

科目	第10期 2017年3月31日	第9期(ご参考) 2016年3月31日
負債		
非流動負債		
借入金	581	713
その他の金融負債	2,405	2,646
退職給付に係る負債	1,092	1,354
引当金	7,890	9,106
その他の非流動負債	5,576	11,987
繰延税金負債	7,156	7,412
非流動負債合計	24,700	33,218
流動負債		
借入金	127	125
営業債務	35,741	32,653
その他の金融負債	24,135	27,466
未払法人所得税	4,815	16,332
引当金	86	137
その他の流動負債	20,358	22,198
小計	85,262	98,911
売却目的で保有する資産 に直接関連する負債	3,145	—
流動負債合計	88,407	98,911
負債合計	113,107	132,129
資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	451,187	451,186
自己株式	△ 496	△ 494
利益剰余金	353,427	304,931
その他の資本の構成要素	6,387	9,895
親会社の所有者に帰属する 持分合計	860,505	815,518
非支配持分	10,925	10,798
資本合計	871,430	826,316
負債及び資本合計	984,537	958,445

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第10期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第9期(ご参考) 2015年4月1日から 2016年3月31日まで
売上収益	423,977	425,764
売上原価	164,397	155,802
売上総利益	259,580	269,962
販売費及び一般管理費	98,302	96,344
研究開発費	64,783	64,613
製品に係る無形資産償却費	1,528	1,473
その他の収益	974	1,601
その他の費用	1,882	27,361
持分法による投資利益	24	31
営業利益	94,083	81,803
金融収益	2,212	2,993
金融費用	236	1,541
税引前利益	96,059	83,255
法人所得税	27,137	26,221
当期利益	68,922	57,034
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	71,263	59,306
非支配持分	△ 2,341	△ 2,272
当期利益	68,922	57,034

*連結財政状態計算書、連結損益計算書に掲記される金額は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第10期 2017年3月31日	第9期(ご参考) 2016年3月31日
資産の部	838,638	836,091
流動資産	646,071	615,961
現金及び預金	7,241	125,047
受取手形	190	164
売掛金	119,963	118,989
有価証券	239,205	96,500
商品及び製品	50,876	40,605
原材料及び貯蔵品	14,028	15,051
前払費用	3,614	6,525
関係会社短期貸付金	—	360
未収入金	9,146	6,800
預け金	193,280	193,147
繰延税金資産	4,548	5,966
その他	3,986	6,817
貸倒引当金	△ 12	△ 14
固定資産	192,566	220,129
有形固定資産	37,691	41,370
建物	19,757	19,742
構築物	1,105	1,128
機械及び装置	2,501	2,623
車両及び運搬具	6	8
工具、器具及び備品	4,303	4,887
土地	9,996	12,156
リース資産	7	13
建設仮勘定	13	810
無形固定資産	3,769	3,848
ソフトウェア	2,969	3,468
その他	799	379
投資その他の資産	151,105	174,910
投資有価証券	35,179	43,794
関係会社株式	65,642	80,861
関係会社出資金	1,942	2,115
関係会社長期貸付金	1,449	1,490
長期前払費用	6,444	5,413
前払年金費用	25,084	22,483
繰延税金資産	5,919	6,476
その他	9,445	12,276
貸倒引当金	△ 1	△ 1
資産合計	838,638	836,091

科目	第10期 2017年3月31日	第9期(ご参考) 2016年3月31日
負債の部	96,961	112,269
流動負債	85,575	98,412
買掛金	39,458	33,258
関係会社短期借入金	6,650	9,500
未払金	18,195	17,412
未払法人税等	5,439	17,159
未払消費税等	2,321	960
未払費用	3,336	6,203
預り金	2,527	4,948
賞与引当金	7,322	8,597
返品調整引当金	72	123
売上割戻引当金	14	13
その他	236	235
固定負債	11,386	13,857
長期預り金	827	797
退職給付引当金	2,633	3,904
HIV訴訟健康管理手当等引当金	1,538	1,564
スモン訴訟健康管理手当等引当金	2,394	2,522
HCV訴訟損失引当金	3,958	5,020
その他	34	49
純資産の部	741,676	723,821
株主資本	725,816	704,837
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	121,825	121,824
資本準備金	48,036	48,036
その他資本剰余金	73,788	73,788
利益剰余金	554,487	533,506
利益準備金	10,695	10,695
その他利益剰余金	543,792	522,810
固定資産圧縮積立金	3,533	4,165
別途積立金	199,693	199,693
繰越利益剰余金	340,565	318,951
自己株式	△ 496	△ 494
評価・換算差額等	15,859	18,984
その他有価証券評価差額金	15,859	18,979
繰延ヘッジ損益	—	4
負債及び純資産合計	838,638	836,091

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第10期	第9期(ご参考)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2015年4月1日から 2016年3月31日まで
売上高	396,319	411,483
売上原価	161,001	152,918
返品調整引当金戻入額	51	2
売上総利益	235,369	258,566
販売費及び一般管理費	148,583	153,090
営業利益	86,786	105,476
営業外収益	4,866	5,196
受取利息及び配当金	3,709	4,221
受取賃貸料	461	574
為替差益	406	—
その他	288	400
営業外費用	2,644	2,504
支払利息	13	18
寄付金	1,488	1,349
固定資産除却損	149	167
為替差損	—	160
その他	992	807
経常利益	89,007	108,168
特別利益	1,666	19,370
投資有価証券売却益	1,393	17,729
関係会社清算益	179	278
固定資産売却益	94	1,362
特別損失	20,087	22,774
関係会社株式評価損	19,693	3,699
固定資産売却損	234	—
減損損失	97	1,129
特別退職金	—	13,646
HCV訴訟損失引当金繰入額	—	3,521
その他	61	777
税引前当期純利益	70,586	104,764
法人税、住民税及び事業税	19,331	31,178
法人税等調整額	3,346	352
当期純利益	47,908	73,233

(注) 貸借対照表、損益計算書に掲記される金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2017年5月8日

田辺三菱製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川 佳男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 剣持 宣昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田辺三菱製薬株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、田辺三菱製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2017年5月8日

田辺三菱製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川 佳 男 (印)
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭 (印)
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田辺三菱製薬株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認・評価するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月9日

田辺三菱製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 柳澤憲一 (印)

常勤監査役 工藤弘治 (印)

社外監査役 西田孝 (印)

社外監査役 福田正 (印)

以上

株主総会会場ご案内図

交通のご案内

- JR「大阪駅」
- JR東西線「北新地駅」より
徒歩 2分
- 阪神電車「梅田駅」より
徒歩 1分
- 阪急電鉄「梅田駅」より
徒歩 7分
- 地下鉄四つ橋線
「西梅田駅」より
徒歩 1分
- 御堂筋線「梅田駅」より
徒歩 5分
- 谷町線「東梅田駅」より
徒歩 7分



田辺三菱製薬株式会社

〒541-8505 大阪市中央区道修町3-2-10

TEL 06-6205-5085

http://www.mt-pharma.co.jp/

